

添付法令資料 2 :

外国及び国際組織の代表並びにその職員に対する付加価値税又は付加価値税
及び奢侈品に対する販売税の免除に係る手続に関する2024年8月23日付
インドネシア共和国財務大臣規則No. 59 (目次)
同年 10 月 1 日施行

- 第 1 章 総則 (第 1 条ないし第 3 条)
- 第 2 章 主体及び対象
 - 第 1 節 免除されうる当事者 (第 4 条)
 - 第 2 節 免除されうる課税品及び／又は課税サービス (第 5 条ないし第 8 条)
- 第 3 章 免除の要件 (第 9 条及び第 10 条)
- 第 4 章 免除証明書の使用による免除に係る手続
 - 第 1 節 免除証明書の発行 (第 11 条ないし第 13 条)
 - 第 2 節 免除証明書の交換及び取消し (第 14 条ないし第 17 条)
- 第 5 章 還付による免除に係る手続 (第 18 条ないし第 24 条)
- 第 6 章 過去の免除の利用に係る付加価値税又は付加価値税及び奢侈品に対する
販売税の払戻し (第 25 条ないし第 30 条)
- 第 7 章 経過規定 (第 31 条)
- 第 8 章 終則 (第 32 条及び第 33 条)